

妙高市ガス事業譲渡及び  
上下水道事業包括的民間委託

募集要項

令和2年10月9日

妙 高 市



## 目 次

はじめに	1
1 本事業の概要	2
(1) 事業目的	2
(2) 業務名称	2
(3) 事業譲渡の概要	2
(4) 上下水道事業包括的民間委託の業務概要	3
2 本事業の基本条件	8
(1) 基本的な考え方	8
(2) 事業譲渡について	9
(3) 上下水道事業における包括的民間委託業務の上限価格及び下限価格について	11
3 応募資格要件等	12
(1) 応募者の構成等	12
(2) 共通の応募資格要件	12
(3) 事業譲渡に係る応募資格要件	13
(4) 上下水道事業包括的民間委託に係る応募資格要件	14
(5) 参加資格確認基準日	14
(6) 参加資格を喪失した場合の取扱い	14
4 公募から事業開始までのスケジュール（予定）	15
5 応募手続等	16
(1) 参加表明書及び資料開示申込みの受付	16
(2) 質問・回答（第1回）	16
(3) 第一次審査書類（資格審査）の受付	16
(4) 現場説明会の申込み	17
(5) 第一次審査（資格審査）結果通知	17
(6) 追加資料の配布	17
(7) 質問・回答（第2回）	17
(8) 第二次審査書類の受付	18
(9) ヒアリングの実施	18
(10) 第二次審査結果通知	18
(11) 審査結果等の公表	18
(12) 応募に際する留意点	18
6 優先交渉権者選定の手順	20
(1) 第一次審査（資格審査）	20
(2) 第二次審査（提案審査）	20
(3) 優先交渉権者の決定	20
(4) 選定結果の通知及び公表	20
7 契約手続等	21
(1) 新会社の設立	21
(2) 譲渡契約及び業務委託契約	21

(3) 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置.....	21
(4) 契約に要する費用の負担.....	21
(5) 契約保証金 .....	21
別紙 1 ガス事業に係る譲渡予定有形固定資産の明細（令和 2 年 10 月現在） .....	23

## はじめに

妙高市（以下「市」という。）は、ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（2以上の法人から構成される民間事業者のグループが選定された場合は、当該グループに出資する各法人の総称とする。以下「優先交渉権者」という。）を選定し、優先交渉権者が設立した株式会社（以下「事業者」という。）と、ガス事業の譲渡契約を締結するとともに、上下水道事業の包括的民間委託契約を締結し、本事業を実施することを計画している。

本募集要項は、市が行う競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式による事業者の選定（以下「本公募」という。）に適用するものである。

本募集要項に添付（募集要項公表後に開示するものも含む）されている妙高市上下水道事業包括的民間委託に関する要求水準書（以下「要求水準書」という。）、ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託に関する優先交渉権者決定基準（以下「優先交渉権者決定基準」という。）、ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託に関する様式集（以下「様式集」という。）、ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託に関する基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）、ガス事業譲渡契約書（案）（以下「ガス事業譲渡契約書（案）」という。）及び上下水道事業包括的民間委託に関する業務委託契約書（案）（以下「上下水道事業包括的民間委託契約書（案）」という。）とは、一体のもの（以下、これらを総称して「募集要項等」という。）であり、募集要項等全体で募集条件を規定している。

なお、募集要項等の記載内容と、募集要項等への質問に対する回答に相違のある場合は、募集要項等への質問に対する回答を優先するものとする。

本募集要項は、ガス事業に関しては、公表日から事業譲渡契約の締結日、上下水道事業に関しては、公表日から委託契約の締結日までの期間において適用する。

妙高市長 入村 明

## 1 本事業の概要

### (1) 事業目的

市では、ガス事業、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業を公営企業として運営している。近年、これらの事業を取り巻く環境は大きく変化しており、人口減少等に伴う需要・料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新需要の拡大・維持管理費の増加、耐震化等への対応、職員数の削減や職員の高齢化といった、事業を持続するために解決すべき多くの課題に直面している。ガス事業については、ガス小売自由化により競争が激化しており、環境の変化に柔軟に対応し、顧客サービスの充実を迅速に図っていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、市では、平成 31 年度に、これらの事業のあり方について検討を行った。その結果、ガス事業については民営化（事業譲渡）が、上下水道事業については包括的民間委託が、今後のあり方として適しているとの結論に至った。さらに、民間事業者が株式会社を市内に設立し、当該事業者がこれらの事業を一体的に実施する方針を決定した。

本事業は、あり方検討の結果を受け、ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託について、一体的に実施するものである。本事業の実施に当たっては、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした事業計画や施設計画に基づき、各事業の管理運営等を一体的に行うことにより、本事業に求められる役割・機能が最大限発揮され、質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務が遂行されることを期待するものである。

### (2) 業務名称

ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託

### (3) 事業譲渡の概要

#### ア 対象事業

譲渡する事業は、市が経営するガス事業（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第 1 項第 7 号に定める事業で市が経営する事業（以下「ガス事業」という。）の一切である。

ガス事業は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 2 項に規定するガス小売事業及び同条第 5 項に規定する一般ガス導管事業に該当する。

#### イ 譲渡資産

譲渡資産は、令和 4 年 3 月 31 日現在のガス事業の固定資産（土地、建物、導管、機械装置等）及び流動資産の一部（現金・預金は除く）である。譲渡予定有形固定資産の明細については、別紙 1 を参照。

ただし、私有地や行政財産の土地に立地するガス設備等の資産については、土地を賃貸し、又は使用許可を付与した上、譲渡することとする。

なお、市庁舎は譲渡しないが、庁舎の一部については、市が使用許可することにより利用が可能である。

#### ウ 事業譲渡の時期

令和4年4月1日0時

#### (4) 上下水道事業包括的民間委託の業務概要

##### ア 対象事業

上下水道事業包括的民間委託（以下「本業務」という。）は、市ガス上下水道局で所管している次の3事業における経営及び計画支援業務、管理支援業務、維持管理業務（水道施設、公共下水道施設、農業集落排水施設）、料金徴収・窓口関係業務、危機管理対応業務、その他である。

- (ア) 水道事業（水道事業、簡易水道事業及び小規模水道事業）
- (イ) 下水道事業（公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業）
- (ウ) 農業集落排水事業

##### イ 対象施設

本業務の対象となるのは、市が整備し管理する水道施設、下水道施設の全てである。

- (ア) 水道施設  
取水施設、浄水場、ポンプ場、配水池、管路など、全ての施設
- (イ) 下水道施設  
下水処理場、管路、マンホールポンプ場など、全ての施設
- (ウ) 農業集落排水施設  
処理場、管路、マンホールポンプ場など、全ての施設

##### ウ 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、以下に示す業務である。

なお、施設改良等及び分解整備・補修については、令和4年度から令和6年度までの間は市が行う。事業者は、この3年間で4年目以降の施設改良等実施計画書、分解整備・補修計画書を作成する。令和7年度から令和13年度までの間は、両計画書に基づき工事等業務を委託する予定であるが、その実施方法等については、市と事業者の間で協議の上、決定する。

- (ア) 経営及び計画支援業務
  - ・ 経営補助業務
  - ・ 中長期計画の策定補助業務及び更新補助業務
  - ・ 外部機関との連絡調整業務の補助
- (イ) 管理支援業務
  - ・ 庁舎管理業務
  - ・ 総務関連補助業務
  - ・ 財務関連補助業務
  - ・ 固定資産管理補助業務
  - ・ 立入検査等対応業務
  - ・ 見学者等対応業務

- ・ その他庶務
- (ウ) 水道施設維持管理業務
- (a) 運転管理業務
    - ・ 運転監視業務
    - ・ 水質管理業務
    - ・ 調達管理業務
    - ・ 文書管理業務
    - ・ 保安管理業務
  - (b) 保全管理業務
    - ・ 保守点検・整備業務
    - ・ 補修業務
    - ・ 漏水調査業務
    - ・ 法定点検業務
  - (c) その他業務
    - ・ 衛生業務
    - ・ 環境整備業務
    - ・ 地域サービス関連業務
    - ・ 安全衛生業務
    - ・ マニュアル整備業務
    - ・ 水質検査用採水補助業務
    - ・ その他維持管理上必要な業務
- (エ) 公共下水道施設維持管理業務
- (a) 運転管理業務
    - ・ 運転監視業務
    - ・ 水質管理業務
    - ・ 調達管理業務
    - ・ 文書管理業務
    - ・ 保安管理業務
  - (b) 保全管理業務
    - ・ 保守点検・整備業務
    - ・ 補修業務
    - ・ 管路施設調査業務
  - (c) その他業務
    - ・ 衛生業務
    - ・ 環境整備業務
    - ・ 廃棄物管理業務
    - ・ 安全衛生業務
    - ・ マニュアル整備業務
    - ・ 接続促進業務

- ・その他業務
- (オ) 農業集落排水施設維持管理業務
- (a) 運転管理業務
    - ・運転監視業務
    - ・水質管理業務
    - ・調達管理業務
    - ・文書管理業務
    - ・保安管理業務
  - (b) 保全管理業務
    - ・保守点検・整備業務
    - ・補修業務
    - ・管路施設調査業務
  - (c) その他業務
    - ・衛生業務
    - ・環境整備業務
    - ・廃棄物管理業務
    - ・安全衛生業務
    - ・マニュアル整備業務
    - ・その他業務
- (カ) 料金徴収・窓口関係業務
- (a) 営業関係業務
    - ・窓口・受付業務
    - ・検針業務
    - ・調定・更正業務
    - ・収納業務
    - ・精算業務
    - ・開栓・閉栓業務
    - ・滞納整理業務
    - ・給水停止業務
    - ・電子計算処理業務
    - ・量水器管理業務
  - (b) その他関係業務
    - ・統計資料の作成補助業務
    - ・給水装置工事等関係業務
    - ・排水設備等関係業務
    - ・下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業等分担金業務
    - ・浄化槽設置確認業務
    - ・浄化槽設置、廃止届受付等業務
  - (c) 事務管理業務

- ・会計伝票発行業務
- ・貯蔵品管理業務

(キ) 危機管理対応業務

- ・事前対応
- ・災害発生時の対応
- ・災害対策訓練等
- ・災害対策用資機材の管理
- ・事故時対応
- ・その他の危機管理対応

エ 業務要求水準

本業務を実施する上で事業者が満たすべき業務の水準は「要求水準書」に定める。要求水準書は事業者が具体的な実施方法等を提案する上で指針とするものである。なお、事業者による業務開始後、事業者の経験と創意工夫に基づく提案が現行の要求水準よりも優れていると判断された場合には、要求水準書の見直しについて協議するものとする。

オ 委託方式

本業務は、複数年契約により各種業務を包括的民間委託とする。なお、委託業務のうち、水道事業に関しては、第三者委託（水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3に定める第三者委託）とする。但し、漏水など配水管及び導水管の緊急修繕については、令和4年度から令和6年度までの間は市が行うものとする。

カ 委託期間

本業務の委託期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間とする。なお、令和7年4月1日以降の契約の内容については、事業者が実施する経営及び計画支援業務の検討結果を踏まえて、市と事業者の間での協議の上、必要に応じて見直しを行うことを予定している。

【表 2.1 業務実施スケジュール】

項目	予定
仮契約の締結	令和3年9月
委託契約の締結	令和4年3月
業務実施時期	令和4年4月～令和14年3月(10年間)
委託契約終了	令和14年3月31日

キ モニタリングに関する事項

市は、事業者の業務実施状況についてモニタリングを行うものとする。

ク 許認可等の取得に関する事項

本業務実施に関し、許認可等の申請・届出は市が行うが、書類等の作成にあたって、事業者は市を支援すること。事業者が自ら行うべき申請・届出については、市は事業者を支援する。

#### ケ 法令等の遵守

事業者は、本業務の実施に当たって、水道法、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）、その他の関係する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。

## 2 本事業の基本条件

### (1) 基本的な考え方

事業者は、ガス事業及び上下水道事業の一体的な経営を行うことにより、効率的な経営基盤を構築し、それによってガス・水道・下水道の持続的な安定供給を図るものとする。また、「ガス上下水道事業のあり方検討報告書」（令和 2 年 2 月公表）の内容を前提として、次の事項を履行、遵守しなければならないものとする。

#### ア 安全・保安・安定供給体制について

- (ア) ガスの供給設備、消費機器の保安水準の維持・向上を図ること。
- (イ) ガス導管網の整備について、災害への配慮を十分に行うこと。
- (ウ) ガス導管以外のガス関係設備（供給設備等）を適切に維持・更新すること。
- (エ) 上下水道事業に関する業務履行上必要な有資格者及び業務責任者を配置するなど、安全で安心な水道水を安定して供給し、かつ持続的に下水処理を行うことができる体制を確立すること。
- (オ) 災害時等の緊急事態に対応できる保安体制（人、物、知識・経験）を整備すること。

#### イ 地域経済への影響について

- (ア) ガス事業及び上下水道事業関係業務について市内業者を優先するよう配慮すること。
- (イ) 承継したガス事業及び上下水道事業の拠点として市内に新会社を設立し、保安体制、安定供給及びサービスに万全を期すこと。
- (ウ) 地域雇用へ配慮し、地域の発展を促す事業の展開に努めること。

#### ウ 経営基盤について

- (ア) 市のガス事業を承継でき、かつ上下水道事業を適切に運営できる技術力を有するとともに、安定供給について信頼できる事業実績を有していること。
- (イ) 市民が信頼できる経営基盤（財政、人員体制等）・経営能力・事業実績を有するとともに、将来にわたって安定した経営基盤を維持すること。
- (ウ) ガス、水道、下水道事業について一体的な経営を行うことのメリットを活用したサービス等を駆使して、市内のみに係わらず、積極的に営業活動を行う総合的なライフラインの提供企業として戦略的な事業計画を立案し、安定した経営基盤の構築に資すること。

#### エ 人材育成について

- (ア) 専門的人材（技術職、営業職）を継続的・安定的に育成すること。

#### オ 市との連携等について

- (ア) 市と連携して事業譲渡についての周知・広報に努め、市民への説明責任を果たすこと。

(イ) 市上下水道事業用地に同時埋設しているガス管については、市の工事計画等に基づき適切に維持管理を行う等、ガス事業と上下水道事業の間で十分に調整を行うこと。

(ウ) 市と連携し、効率的かつ効果的な方法で確実に業務引継ぎを行うこと。

#### カ 権利の譲渡の制限

事業譲渡後 10 年間は、第三者への事業譲渡は行わないこと。

また、事業譲渡後 10 年間は、当該新会社の株式の譲渡及び当該新会社の株主の構成の変更を行わないこと。ただし、やむを得ない事由があり、市との協議により承諾を得た場合は、この限りではない。

#### キ 固定資産税の減免措置

市は、妙高市企業振興奨励条例（平成 6 年 3 月 24 日条例第 19 号）に基づき、事業者に対して、固定資産税を 3 年間免除する予定である。なお、総額 3 億円を上限とする。

### (2) 事業譲渡について

#### ア 譲渡予定価格

流動資産を除く事業譲渡価格は、2 億円以上（消費税等相当額を除く。）とし、流動資産の譲渡価格は、令和 4 年 3 月 31 日の価格で精算することとする。

#### イ 事業を承継する会社の資金調達について

事業譲受に必要な資金は、事業者が調達することとする。

#### ウ 市の関与

(ア) 市は、ガス設備の瑕疵に関する契約不適合責任を負わない。

(イ) 事業者への市職員の出向、派遣は行わない。ただし、事業譲渡後の問合せ等については、担当部署に窓口を設け対応することを予定している。

(ウ) 事業者への市の出資は行わない。

(エ) 事業譲渡後 3 年間を目途に、市に定期的に事業状況の報告を行うこと。

(オ) その他、事業者から要請があった場合は、ガス導管に係る市道の占用料及び整圧器（ガバナ）等ガス工作物設置に係る市有地の占用料等については、譲渡後 3 年間で上限に減免する予定である。

#### エ 要請事項

##### (ア) 料金・お客様サービスについて

- a ガス料金は、原料費調整制度及びガス卸価格の変更による価格変動分を除き、事業譲渡後 3 年間は、現行の料金水準を上回らないようにすること。ただし、大規模災害や感染症の蔓延等、事業者の責によらない事由により料金水準維持が困難な場合は、市と協議の上、対応方針を決定する。

- b 公営事業者では提供が難しいサービスの新規提供等、ガス小売全面自由化による多様なサービスを提供することにより、お客様の満足度の向上に努めること。
- c 積極的できめ細かな地域密着の営業展開を図り、ガス展やガス器具特別販売セール等のイベント開催などにより、都市ガス普及率の向上や機器販売促進に努めること。
- d ガスの安全性・利便性について、イベント等を通じ、広報・啓発に努めること。
- e ガス器具や都市ガス用警報機の販売・リース・修繕・保守・点検等のサービスとそれに係るお客様負担の低廉化を図ること。

(イ) 地元のガス関係企業等の処遇について

- a お客様の利便性及び地域経済の発展という面から、市の入札参加資格のあるガス本管工事業者を指定工事業者として認定するとともに、事業譲渡時のガス供給施設指定工事業者を指定工事店として認定し、優先的に発注するよう努めること。加えて、講習等を実施し、常に技術力向上のために誠意をもって対応すること。
- b 市のガス本管工事業者、及び事業譲渡時のガス供給施設指定工事業者等のガス工事・器具販売関係業者（以下「地元のガス関係企業等」という。）について、譲渡後も事業が継続できるよう、市が現在付与している資格を引き続き付与するなどの措置を講じること。また、地元のガス関係企業等の活用等に配慮し、保安やお客様サービスの向上に努めること。
- c 保安体制の維持を図るため、ガス事業運営の主要業務であるガスの保安点検業務、検針・料金徴収業務等について、現在の委託業者の活用等の適正な配慮を行うこと。

(ウ) 地域貢献、地元雇用について

保安確保のため、ガス事業がその事業遂行において行ってきた地元事業者の活用や地元雇用を維持・拡大するように努めること。

(エ) 市が委託している検針業務に従事する検針員について

現在、市が検針業務を委託している検針員が希望するときは、業務委託等の継続について努力すること。

(オ) 市職員等の雇用について

市職員等で本人に転籍の希望があるときは、雇用について誠意をもって対応すること。

(カ) お客様に対する利便性の確保について

お客様からの相談等に対応できる窓口の設置等、サービス体制を強化し、現状の利便性を更に向上させること。

(キ) 行政との連携について

ガス管布設工事においては、道路管理者等と情報交換を行う等、平常時から行政と市民生活の安定のため、密接な連携、協力を図ること。

オ 議会の議決及び監督官庁の認可について

事業者への事業譲渡については、妙高市ガス供給条例（平成 28 年 12 月 19 日条例第 34 号）の廃止など市議会の議決及びガス事業法第 42 条に基づく経済産業大臣の事業譲渡譲受の認可が要件となる。

(3) 上下水道事業における包括的民間委託業務の上限価格及び下限価格について

上下水道事業における包括的民間委託業務の契約上限価格は次のとおりである。当該価格を超えた提案については、失格とする。

なお、当該価格は、令和 4 年度～令和 6 年度における委託業務を対象としており、令和 7 年度から令和 13 年度については、委託業務の実施内容について協議の上、契約上限価格を決定する。

8.2 億円（消費税等相当額を除く。）／年度

本事業への応募にあたっては、上記業務について下限価格を設定する。下限価格については非公表とする。

### 3 応募資格要件等

#### (1) 応募者の構成等

- ア 応募者の形態は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は応募グループのいずれも可とする。
- イ 応募グループの場合は、当該グループを構成する各法人（以下「構成員」という。）の中から当該グループを代表する法人（以下「代表企業」という。）1者を定めることとする。
- ウ 応募グループの場合、代表企業は、本事業の応募に係る手続のすべてを行う。代表企業以外の構成員が、代表企業の代わりに手続を行うことはできない。
- エ 応募グループの場合、構成員数は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要があることから、応募資格申請時において各々の構成員が携わる業務について明らかにするものとする。
- オ 本事業に係る応募資格確認のための申請書類（以下「応募資格確認申請書」という。）は、提出後から事業者との事業譲渡仮契約、業務委託仮契約及び本契約締結までの間、代表企業の変更、構成員の変更及び追加は原則として認めない。ただし、事業提案書の提出期限までの間で市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。
- カ 応募企業及び応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員となることはできない。

#### (2) 共通の応募資格要件

応募企業又は応募グループの構成員は、次の各号及び「(3) 事業譲渡に係る応募資格要件」「(4) 上下水道事業包括的民間委託に係る応募資格要件」に挙げる条件をすべて満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- イ 応募企業、応募グループの代表企業又は構成員、代表企業又は構成員が議決権付最大出資する法人のいずれかが、令和2年度の妙高市競争入札参加資格を有する者であること。
- ウ 本募集要項の公表から優先交渉権者決定までの間に、妙高市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成5年訓令第50号）に基づく指名停止、又は新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年3月6日伺定）に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- エ 応募企業又は応募グループの構成員の全てについて、国税及び地方税を滞納していないこと。
- オ 応募企業又は応募グループの構成員の全てについて、破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- カ 応募企業又は応募グループの構成員の全てについて、次の内容に該当しないこと。
  - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6

号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者

- (イ) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (オ) 法人にあっては、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。次号において同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (カ) 法人にあたっては、応募企業又は応募グループの構成員の全てについて、次の内容に該当する者が役員となっていないこと。
  - a 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - b 市において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - c 暴力団員と認められる者
  - d 暴力団、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者
  - e 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (キ) 本事業の事業者選定支援業務受託者及び当該受託者の関連会社(受託者の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、又はその出資の20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等)は、本事業の事業者選定に係る応募企業及び応募グループの構成員となることはできない。本事業にかかる市の事業者選定支援業務に関与した者は次のとおりである。
  - みずほ総合研究所株式会社(東京都千代田区)
  - 水道技術経営パートナーズ株式会社(東京都品川区)
  - 西村あさひ法律事務所(東京都千代田区)
- (ク) 本事業の事業者選定委員が所属する企業、その親会社又は子会社でないこと。

### (3) 事業譲渡に係る応募資格要件

応募者が単独企業の場合は応募企業が、応募グループの場合は構成員のいずれかが、以下に挙げる要件を満たすこと。なお、応募グループの場合は、1つの構成員ですべての条件を満たす必要は無く、各構成員が自ら実施した実績又は実施した者に議決権付最大出資した実績に基づき、個別の要件を満たした結果、応募グループとして全ての要件を満たしていれば良い。

ア ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 5 項に定める一般ガス導管事業について経済産業大臣の許可を受けていること。

#### **(4) 上下水道事業包括的民間委託に係る応募資格要件**

応募者が単独企業の場合は応募企業が、応募グループの場合は構成員のいずれかが、以下に挙げる要件を満たすこと。なお、応募グループの場合は、1 つの構成員ですべての要件を満たす必要は無く、各構成員が自ら実施した実績又は実施した者に議決権付最大出資した実績に基づき、個別の要件を満たした結果、応募グループとして全ての要件を満たしていれば良い。

ア 次に掲げる条件を満たす者であること。

(ア) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に基づく浄水施設・配水施設の維持管理業務について、平成 22 年 4 月以降に実施した実績を有する者であること。

(イ) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）に基づく終末処理場の維持管理業務、又は農業集落排水処理施設の維持管理業務について、平成 22 年 4 月以降に実施した実績を有する者であること。

(ウ) 業務履行上必要とする法令、制度等で定めた資格、許可条件を、応募企業又は応募グループが満たすことができ、かつ、それらを満たす従事者を業務実施場所に配置できる者であること。

#### **(5) 参加資格確認基準日**

応募企業又は応募グループは、上記 3(1)から 3(4)に示す参加資格要件を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、第一次審査書類の提出締切日とする。

#### **(6) 参加資格を喪失した場合の取扱い**

応募企業又は応募グループの代表企業が、事業譲渡契約もしくは委託契約のうち、早い方の契約日までの間に参加資格を欠くにいたった場合、当該応募企業並びに応募グループは失格とする。

また、代表企業以外の構成員が資格喪失した場合は、当該企業は失格とする。この場合当該企業が請け負い、又は受託する予定であった業務について、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。

#### 4 公募から事業開始までのスケジュール（予定）

(1) 募集要項等の公表	令和2年10月9日（金）
(2) 参加表明書及び資料開示申込みの受付	令和2年10月9日（金） ～10月23日（金）
(3) 質問の受付（第1回）	令和2年10月9日（金） ～10月19日（月）
(4) 質問の回答（第1回）	令和2年10月30日（金）
(5) 第一次審査（資格審査）書類の受付	令和2年11月4日（水） ～11月6日（金）
(6) 現場説明会の申込み	令和2年11月4日（水） ～11月6日（金）
(7) 第一次審査（資格審査）結果通知	令和2年11月18日（水）
(8) 追加資料の配布（基本協定(案)等）	令和2年11月18日（水）
(9) 質問の受付（第2回）	令和2年11月18日（水） ～11月27日（金）
(10) 質問の回答（第2回）	令和2年12月11日（金）
(11) 第二次審査（事業提案書）の受付	令和3年1月13日（水） ～1月15日（金）
(12) ヒアリング	令和3年2月下旬
(13) 優先交渉権者決定通知	令和3年2月下旬
(14) 基本協定締結	令和3年3月中旬
(15) 新会社の設立	令和3年8月上旬
(16) 事業譲渡仮契約の締結	令和3年8月中旬
(17) 事業譲渡に関する議案提出	令和3年9月上旬
(18) 事業譲渡契約、業務委託仮契約の締結	令和3年9月
(19) 事業譲渡譲受認可申請	令和3年10月
(20) 業務委託契約の締結	令和4年3月
(21) 引継ぎ期間	令和3年3月～令和4年3月
(22) 事業開始	令和4年4月

※応募状況等によって、日程を変更する場合がある。

## 5 応募手続等

### (1) 参加表明書及び資料開示申込みの受付

参加表明書（「様式集」に示す。）を提出した応募企業又は応募グループに対して、別途市が指定する様式による秘密保持契約書（「様式集」に示す。）の提出を条件として、ガス事業及び上下水道事業に関連する資料を開示する。

#### ア 期間

令和2年10月9日（金）～令和2年10月23日（金）午後5時まで

#### イ 提出書類

様式集に示す。

#### ウ 提出方法

提出書類を市担当者まで持参又は郵送（期限必着）で提出すること。応募グループの場合は、代表企業が提出すること。

#### エ 資料開示方法

資料の開示方法は、市から別途通知する。なお、開示の決定にあたり、必要に応じ、市より応募企業又は応募グループに対し、応募資格に関する資料等の提出を求めることがある。

### (2) 質問・回答（第1回）

#### ア 質問の方法

質問書（「様式集」に示す。）をMicrosoftExcel形式（ただし、Windows版Excel2010で対応可能な形式）により作成し、電子メールにて募集事務局宛てに送信すること。

メールの件名は、「ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託包括的民間委託質問書（第1回）」とすること。また、添付ファイル名は、「社名：質問書（第1回）」とすること。

#### イ 質問期間

令和2年10月9日（水）～令和2年10月19日（月）午後5時まで

#### ウ 回答

令和2年10月30日（金）を目処に電子メール又は文書で回答する。

なお、各質問者から受け付けた質問は、質問した全質問者に対して公表する。

### (3) 第一次審査書類（資格審査）の受付

#### ア 期間

令和2年11月4日（水）～令和2年11月6日（金）午後5時まで

イ 提出書類

様式集に示す。

ウ 提出方法

提出書類を市担当者まで持参又は郵送（期限必着）で提出すること。応募グループで応募する場合は、代表企業が提出すること。

**(4) 現場説明会の申込み**

現場説明会に参加意向のある応募企業又は応募グループは、令和2年11月4日（水）～令和2年11月6日（金）午後5時までに、第一次審査書類の提出に合わせ、現場説明会申込書（「様式集」に示す。）を、電子メールにて募集事務局宛に送信すること。なお、実施の日程は第一次審査結果通知時に応募企業又は応募グループの代表企業に通知する。

**(5) 第一次審査（資格審査）結果通知**

第一次審査の結果は、令和2年11月18日（水）までに応募企業に文書及び電子メールで通知する。なお、応募グループに対しては、代表企業に通知する。

第一次審査後は、応募グループの構成員の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議の上、変更の可否を決定することとする。

**(6) 追加資料の配布**

第一次審査を通過した応募企業又は応募グループの代表企業に対し、令和2年11月18日（水）に、要求水準書（添付資料）、第二次審査書類の追加様式、基本協定書（案）、ガス事業譲渡契約書（案）及び上下水道事業包括的民間委託契約書（案）等を電子メールで配布する。

**(7) 質問・回答（第2回）**

ア 質問の方法

質問書（「様式集」に示す。）を、Microsoft Excel 形式（ただし、Windows 版 Excel2010 に対応可能な形式）により作成し、電子メールの添付ファイルとして募集事務局宛に送信すること。それ以外の方法による質問は受付けない。メールの件名は、質問内容2により、「ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託質問書（第2回）」とすること。また、添付ファイル名は、「応募企業名又は代表企業名：質問書（第2回）」とすること。

イ 質問期間

令和2年11月18日（水）～11月27日（金）午後5時まで

ウ 回答

令和2年12月11日（金）を目処に電子メール又は文書で回答する。

各質問者の質問に対する回答を整理して、応募企業又は応募グループの代表企業に電子メール又は文書にて回答する。

**(8) 第二次審査書類の受付**

ア 期間

令和 3 年 1 月 13 日（水）～1 月 15 日（金）午後 5 時まで

イ 提出書類

様式集に示す。

ウ 提出方法

事業提案書類は、市担当者に持参又は郵送（期限必着）で提出すること。グループで応募する場合は、代表企業が提出すること。

エ 辞退する場合

第一次審査通過後、事業提案書類を提出せず、参加を辞退する場合は、第二次審査の受付期間締切前までに、辞退届（「様式集」に示す。）を市担当者に持参又は郵送で提出すること。

**(9) ヒアリングの実施**

市は、事業提案書類に関するヒアリングを実施する。

ア 開催日

令和 3 年 2 月下旬（日時・場所等は、後日市より連絡する。）

イ ヒアリング内容

(ア) 応募者からの提案内容の説明

(イ) 質疑応答

**(10) 第二次審査結果通知**

第二次審査の結果は、令和 3 年 2 月末を目途に、応募企業又は応募グループの代表企業に対し、文書で通知する。

**(11) 審査結果等の公表**

審査結果の概要、選定された応募企業又は応募グループ、及びこれに係る提案内容の概要等については、妙高市情報公開条例（平成 10 年 12 月 18 日条例第 30 号。以下「情報公開条例」という。）第 6 条の規定により非公開とされるものを除き、適宜公表する。

**(12) 応募に際する留意点**

ア 応募に要する費用は、応募企業又は応募グループの負担とする。

イ 提出した書類の変更は、原則として認めない。

ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。

エ 使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨及び単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

オ 提出書類の著作権は、応募企業又は応募グループに帰属する。ただし、本事業の公表その他市が必要と認めるときは、市は、提出書類の全部又は一部を無償で自由に使用できるものとする(情報公開条例第6条の規定により非公開とされるものを除く)。契約に至らなかった応募者の事業提案書については、事業譲渡及び本業務に関する事項の公表以外には使用しない。

カ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募企業又は応募グループが負うものとする。

キ 提出した書類は返却しない。

ク 審査結果に対する異議申立ては認めない。

ケ 市から提供する資料は、応募のための検討以外の目的で使用することを禁止する。

## 6 優先交渉権者選定の手順

優先交渉権者の選定は、次の手順で行う。審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置された妙高市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において行い、その報告を踏まえて市が優先交渉権者を決定する。

委員会を構成する委員と、本事業に関して接触を求めた場合は、応募を無効とすることがある。なお、委員会を構成する委員は、事業者の選定が終了するまで非公表とする。

### (1) 第一次審査（資格審査）

第一次審査は、次の条件について行う。

ア 本募集要項中の「応募資格要件等」に示す条件を満たしていること。

イ 応募に必要な書類（以下「資格審査書類」という。）を全て提出していること。

### (2) 第二次審査（提案審査）

第一次審査合格者に事業提案書（事業譲渡に係る譲受希望価格、本業務に係る業務委託料の希望価格を含む）の提出を求め、次のとおり書面評価とヒアリングを行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

#### ア 事業提案書の審査

(ア) 本募集要項 2 に示す基本条件を満たしていること

(イ) 市の事業環境や地域特性を正しく理解し、それを踏まえた提案内容が示されていること

(ウ) 提案内容に現実性があること

#### イ ヒアリング

経営理念、事業運営方針、業務実施計画、地域社会貢献、新規事業の展開、譲渡価格及び業務委託料等を含めた提案内容について説明を受け、総合的な評価を行う。

### (3) 優先交渉権者の決定

委員会が予め定めた優先交渉権者決定基準に基づき、委員会及び市の審査により最優秀提案者を選定する。最優秀提案者の選定結果を踏まえ、市は優先交渉権者を決定し契約交渉を行う。

審査は、参加資格の確認及び事業提案書の審査により実施する。審査の詳細については、別冊の優先交渉権者決定基準を参照のこと。

### (4) 選定結果の通知及び公表

市は、委員会における審査及び選定の結果をとりまとめて、速やかに応募企業又は応募グループに対して「審査結果通知書」により通知するとともに、市のホームページで公表する。事業者名は優先交渉権者名を公表し、次順位以下は匿名化する。なお、電話及びメールによる問い合わせには応じない。

## 7 契約手続き等

### (1) 新会社の設立

優先交渉権者として選定された応募企業又は応募グループは、ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託の契約締結までに、妙高市内に、会社法に規定する株式会社を設立し、事業譲渡及び本業務を受ける事業者とすること。当該新会社設立時に発行する株式は、応募企業又は応募グループの構成員のみによって、そのすべてが取得されること。但し、株式の発行及び取得について、その他の提案がある場合は、市は協議に応じるものとする。

### (2) 譲渡契約及び業務委託契約

市は、委員会の答申を受け、優先交渉権者を定め、その優先交渉権者と諸条件の詳細について協議を行い、合意できた場合にガス事業を譲渡し、また上下水道事業に係る業務委託契約を締結する事業者と定める。

市は当該事業者と本事業に係る契約を締結する。なお、本契約は、事業譲渡に伴う妙高市ガス供給条例廃止及び上下水道事業包括的民間委託に関する議案が市議会において議決されることが条件となる。また、事業譲渡契約書が効力を生じるのは、経済産業大臣からガス事業法第 42 条に基づく事業譲渡譲受認可申請が認可された時点となる。

### (3) 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業譲渡契約、上下水道事業包括的民間委託契約（いずれも仮契約を含む）及びそれらに附帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、市と優先交渉権者は、誠意をもって協議する。

万一、協議が整わなかった場合は、市は次点の交渉権者と協議を行う場合がある。

### (4) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て事業者の負担とする。

### (5) 契約保証金

上下水道事業包括的民間委託に関する業務委託契約について、事業者は、市に対して契約保証金を納入するものとする。保証金の額、保証金額又は保険金額は、年度の業務委託料の 10 分の 1 以上としなければならない。受注者が以下のア又はイに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、ウに掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。ただし、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

イ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は市が確実と認める金融機関等の保証

ウ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

なお、業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の年度の業務委託料の10分の1に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

担当者

〒949-2235

新潟県妙高市大字関山1200番地1

妙高市 ガス上下水道局 米持参事

TEL : 0255-72-3566

FAX : 0255-82-3180

E-mail : kazuhito\_yonemochi@city.myoko.niigata.jp

妙高市ガス上下水道事業官民連携手法導入業務

募集事務局

〒100-0011

東京都千代田区内幸町一丁目2番1号

みずほ総合研究所株式会社

社会・公共アドバイザー一部 香川

電話 : 03-3591-8714

FAX : 03-3591-8777

E-mail : masami.kagawa@mizuho-ri.co.jp

別紙1 ガス事業に係る譲渡予定有形固定資産の明細（令和2年10月現在）

科目	所在名称	数量
土地	白山町ガス供給所用地	2,985 m <sup>2</sup>
	田口ガス供給所用地	5,168 m <sup>2</sup>
	各地区整圧室用地	309 m <sup>2</sup>
建物	白山町ガス供給所建物	一式
	田口ガス供給所建物	一式
	各地区整圧室建物	一式
構築物	白山町ガス供給所 No.1 ガスホルダー（1,000 m <sup>3</sup> ）	1基
	No.2 ガスホルダー（2,000 m <sup>3</sup> ）	1基
	田口ガス供給所 No.3 ガスホルダー（4,000 m <sup>3</sup> ）	1基
	その他構築物	一式
機械装置	機械装置	一式
導管	導管	一式
ガスメーター	ガスメーター	一式
車両運搬具	車両運搬具	8台
工具器具及び備品	工具器具及び備品	一式
電話加入権		一式